

香南市の明日を考える人を募集します。

香南市の夢を考える人を募集します。

公務員＝考夢員

平成24年度に採用する
職員を募集します。

■申込み・問い合わせ
市役所総務課 職員係
TEL 57-8500

■職種・採用人数・資格

- ◆一般行政職…2人
 - ・昭和56年4月2日～平成6年4月1日生まれの人
- ◆一般行政職【身体障害者枠】…1人
 - ・昭和51年4月2日～平成6年4月1日生まれの人
 - ・障害の程度が1級から6級までの身体障害者手帳の交付を受けている人
 - ・自力による通勤が可能で、介護人なしで通常事務の遂行が可能な人
- ◆消防士…1人
 - ・昭和61年4月2日～平成6年4月1日生まれで所定の身体基準を満たす人
 - 身長=男性…約160cm以上 女性…約150cm以上
 - 体重=男性…約50kg以上 女性…約43kg以上
 - 胸囲=身長の約2分の1以上
 - 視力=両眼とも裸眼で0・1以上、矯正視力1・0以上で色覚が正常
 - 聴力=左右正常
- ◆保育士・幼稚園教諭…3人
 - ・昭和56年4月2日以降に生まれた人
 - ・両免許を有する人、または平成24年3月31日までに取得見込みの人

◆保健師…1人

- ・昭和56年4月2日以降に生まれた人
- ・保健師免許を有する人、または平成24年3月31日までに取得見込みの人

■第一次試験

- ◆試験日 10月16日(日)
- ◆場 所 香我美市民館

■申込書配布場所

- ◆市役所総務課(本庁)・各支所
- ※香南市ホームページからもダウンロードできます

■受付期間

8月22日(月)～9月9日(金)

※郵送の場合は9月9日までの消印があるものに限り受け付けます

香南市をより暮らしやすく、
元気なまちにするための条例を
一緒につくりませんか?

みんなが主役。

まちづくり 基本条例ってどんなもの?

香南市がより暮らしやすく、元気なまちになることは、みんなの願いです。そんなまちづくりを市民と行政が一緒になって考えるための条例です。

条例で決めるのはどんなこと?

基本的には、条例のできた理由やまちづくりを進めるときの基本的な考え方、香南市がめざすまちの姿などを決めます。

「香南市まちづくり基本条例」は、香南市独自の条例ですので、まちづくりの中で重点的に取り組みたいと思うこと、例えば、災害対策や環境、健康に関することなどについても検討委員会の中で協議して条例案に入れることができます。

どうして まちづくり基本条例が必要なの?

まちづくりに対する期待は多様化し、これまでの行政主導のやり方では、十分な対応ができない場合があります。さまざまな課題を解決するためには、これまで以上に市民と行政の連携を強めていくことが大切です。

市民のニーズに対応できる柔軟な行政システムや市民の自主的なまちづくり活動を進めるためには、そのしくみづくりの基本となるルールを定めておく必要があります。



香南市まちづくり基本条例 検討委員を募集します。

■問い合わせ
〒781-5292 香南市野市町西野2706
市役所総務課総務係 TEL 57-8500
Eメール soumu@city.kochi-konan.lg.jp

■募集人員…30人以内

※応募者多数の場合は書類選考により決定します

■任期…条例素案を市長に提案するまで

■報酬…無報酬

■応募資格…満20歳から70歳まで香南市に在住または在勤の方。検討委員会に参加可能な方

■検討委員会の開催…平日の夜間

■検討委員会の主な活動

条例素案の検討・作成、条例素案に関する市民の皆さんからの意見の募集、PRと説明など

■募集締切…平成23年8月31日(水)

※郵送の場合は当日消印有効

■応募方法…所定の用紙に氏名、住所、生年月日、連絡先、応募の動機、未来の香南市への想いを記入の上、市役所総務課まで提出してください。提出は、市役所本所または各支所へご持参いただくか、郵送、Eメールのいずれかで応募してください。

※応募用紙は、本所及び各支所に設置しています。また、香南市ホームページにも掲載しています。